

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号 (急速充電設備)</p> <p>第14条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) その筐(きょう)体は、不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。</u></p> <p>(2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>(3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(5) <u>コネクタ</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) <u>コネクタが電気自動車等に接続され、</u>電圧が印加されている場合には、当該<u>コネクタが当該電気自動車等から</u>外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、</p>	<p>○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号 (急速充電設備)</p> <p>第14条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第11号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう</p> <p>_____。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) その筐(きょう)体は、不燃性の金属材料で造ること。 _____</p> <p>(2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>(3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(5) <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に</u>電圧が印加されている場合には、当該<u>接続部が</u> _____外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、</p>



改正後	改正前
<p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p><u>(16) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</u></p> <p><u>(17) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。</u></p> <p><u>(18) 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</u></p> <p>2 屋外に設ける急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）にあつては、前項に規定するもののほか、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、<u>次に掲げるものにあつては</u> _____、この限りでない。</p> <p><u>(1) 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p>	<p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(16) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。</u></p> <p><u>(17) 急速充電設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。</u></p> <p>2 屋外に設ける急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）にあつては、前項に規定するもののほか、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは</u>、この限りでない。</p> <p>(新設)</p>
<p><u>(2) 分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p> <p>3 前2項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。</p>